平成二十八年一

月

十 五

日

金曜日

第

千

七

百

+

四

号

次

目

示

告

解除予定保安林とする旨の通知 保安林に指定する予定である旨の通知

急傾斜地崩壊危険区域の指定

道路の供用開始 道路の区域変更

同 道 同 治

防

五 四四

五

保安林予定森林の所在場所

路

維

持 課

四四 四

平成二十八年一月十五日

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

岐阜県知事

古

田

森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

Щ

課

岐阜県告示第十六号

告

示

同 砂

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正

内水面漁場管理委員会告示

第五種共同漁業権の免許に係る平成二十八年度魚種別増殖 コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示 (内水面漁場管理委員会)

方法及び指示数量

示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業・金融課

(自然環境保全課

県営土地改良事業の変更計画の決定

あっせん員候補者の氏名、職業等

指定管理者の指定

指定管理者の指定

公

岐

同

二六

尻六二二、六一三の二

大野郡白川村大字加須良字沖四六二の二、字入谷六一一の二、六一一の三、字出羽

五五

水源の経験

指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

立木の伐採の限度

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(労働委員会)

(農地整備課)

Ξ  $\equiv$ 二九

次のとおりとする。

**、「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び白川村役場に** 

備え置いて縦覧に供する。

岐 阜

県

公 報

毎週

(金曜日)

発行

平成二十八年一月十五日

類の道 種路

路 線 名

X

閰

岐阜県告示第十七号

ら保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により農林水産大臣か

内容を告示する。

平成二十八年一月十五日

解除予定保安林の所在場所

肈

国一 道般

号 三百六十

がり三一六番一地先地内飛騨市宮川町巣之内字さ

前

元 幸 李 八

<u></u>元 〇

後

一 了 。 二 二 二 二

売の

岐阜県知事 古 田

七〇、五七一の二から五七一の四まで、五七二の二、五七二の三、五七六の二 まで、字シシバミニ五一の二、二五二の二、二五三の二、二五五の一、二五五の二、 三〇〇の一〇、字焼谷五六二の三から五六二の六まで、五六九の二、五六九の四、五 二六九の二、二七〇の二、二七二の二、三〇〇の三、三〇〇の五から三〇〇の八まで、 二、二三三の四、二四〇の二、二四二の二、二四六の二、二五〇の四から二五〇の七 |五六の一から||五六の三まで、||五八の二、||五八の三、||六五の二、||六五の三、 大野郡白川村大字加須良字瀬戸平二二九の二、二三〇の二、二三二の二、二三三の

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

類の道

解除の理由

Ξ

発電設備用地とするため

岐

岐阜県告示第十八号

次のように変更したので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

県

持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十八年一月十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維

平成二十八年一月十五日

岐阜県知事 古 田

別前変区 後更域 員敷 地 の幅 メート 延 長 備 考

岐阜県告示第十九号

次のように変更したので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十八年一月十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維

平成二十八年一月十五日

岐阜県知事 古 田

道	種路					
白下		路				
川呂線	線					
線	名					
一地先まで一地先まで	下呂市門和佐字萱場一七	区間				
後 B A	前 A	別前変区 後更域				
	三二二 九	ル (メート ト				
七八十五	ル <sub>(メート</sub> ト長					
う分地すに 。 をのるま い区敷テ	備考					

岐阜県告示第二十号

用を開始するので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供

なお、 その関係図面は、平成二十八年一月十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維

## 持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

### 平成二十八年一月十五日

#### 岐阜県知事 古 田

県道	類の道 種路
号三方十	路 線 名
三一六番一地先地内飛驒市宮川町巣之内字さがり	区間
	ル (延 ) メー ト長
<b> </b>	の 期 日 始
<b>□ 平三平</b>	ほ示変決 (備 か年更定区 ) 月の又域 日告はの考

岐阜県告示第二十一号

条第一項の規定により、 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三 急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第三項

平成二十八年一月十五日

岐

岐阜県知事 古 田

域 名 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から六号までを順次結ん  $\overline{\mathbf{X}}$ 域

X

だ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域(次の図 に示すとおりとする。

恵那市上矢作町漆原字横吹

四五 五七番 二 五七番一 三三番二 一号 三号 一号

横

吹

2

の規定により告示する。

岐阜県告示第二十二号

所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。

「次の図」

ıά

省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、

岐阜県恵那土木事務

四四番二

六号

の一部を次のように改正する。 急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示 (昭和五十八年岐阜県告示第三百七十号)

平成二十八年一月十五日

岐阜県知事

古

田

表沼の項を次のように改める。

保安林を除く (次の図に示すとおりとする。)。 だ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、 下呂市萩原町中呂 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から八号までを順次結ん

字沼 字タヤノ平 |||||番地先道路敷 五二二番

沼

五三四番 五二八番 五三番 五号 四号 三号

一五二〇番三 三四〇番 三三四番 六号

字沼

字タヤノ平

所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」 は 省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、 岐阜県下呂土木事務

## 内水面漁場管理委員会告示

岐阜県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第六十七条第一項及び第百三十条第四項

ので告示する。の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示したの規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示した

平成二十八年一月十五日

会長酒 向 貞岐阜県内水面漁場管理委員会

夫

#### 指示の内容

#### 一 持出しの禁止

□ 放流等の制限 ても急流、滝、堰等の障壁によってコイの交流がない上流水域は、この限りでない。 ても急流、滝、堰等の障壁によってコイの交流がない上流水域は、この限りでない。 なお、当該公共水面の範囲は、三で示すとおりとする。 ただし、同一水系であっ

この限りでない。 ただし、採捕したコイを採捕した場所に放流する場合は、に放流してはならない。ただし、採捕したコイを採捕した場所に放流する場合は、スウイルスが検出されなかったことが証明されたコイでなければ、県内の公共水面PCR検査(ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。) により、コイヘルペ

岐

指示の期間

平成二十八年一月一日から同年十二月三十一日まで

- 一 コイの持出しを禁止する公共水面の範囲
- から上流の水域を除く。) 「揖斐川水系及びこれに連接する水路・ため池(ただし、徳山ダム及び一ノ瀬ダム
- 域を除く。) 「長良川水系及びこれに連接する水路・ため池(ただし、阿多木ダムから上流の水
- 流の馬瀬川、東上田ダムから上流の飛驒川及びこれらの支流を除く。) 木曽川水系及びこれに連接する水路・ため池(ただし、佐見川、岩屋ダムから上
- 神通川水系宮川及びこれに連接する水路・ため池(ただし、下小鳥ダムから上流
- . 庄川水系及びこれに連接する水路・ため池(ただし、鳩谷ダムから上流の庄川及の小鳥川及びその支流を除く。)
- **| 石徹白川及びこれに連接する水路・ため池びその支流を除く。)**

岐阜県内水面漁場管理委員会告示第二号

共同漁業権の免許に係る平成二十八年魚種別増殖方法及び指示数量を次のとおり定めた。漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百三十条第三項の規定により、第五種

平成二十八年一月十五日

岐阜県内水面漁場管理委員会

会長 酒 向 貞 夫

# 平成 28 年魚種別増殖方法及び指示数量

内部 2年 共中	<b></b> 橋 網 巾	維誕
海津市	漁業協同組合名	/ 5
	⊕ 9t	
	あまり、	
	銀を売まり	益
	にじます	畔
	いわな	女
340	ふか	荒
60	かない。	( <b>kg</b> )
30	<u>ል</u>	
	もくず かに(尾)	
	場の多	≻ H
	かかさ うぐい がかが	(松尺)
	つぐい、	
ယ	ф И	産卵均
	あいめ	産卵場造成 (億
	かじか	箇所)
	ましの	

( 21				1-4-		4-4-									4-4-	
<b>始</b> 第20 <b>号</b>	内部 共鳴	内部 共品	内部 共品	内 第16号	<b>水</b> 第15 <b>号</b>	内部 共号	第13号	第12号	内部 12 共中	内部 100井	内部 共中	広部 8 共中	内 第7号	内部 4中	内部 72 共中	必 4 4 中 十
美山	津保川	長良川中央	费厅	長良川中央	<b>東</b>	鬼	長良川、西濃水産	木曽川長良川下流、 海津市	揖斐川上流	揖斐川久瀬	岐阜県揖斐川中部	根尾川筋	牧田川	西濃水産	養老郡、海津市	海津市
1,080	2,620	1,000	15,250	9,941		3,123			1,064	180	1,800	4,175	220	1,200		
250	50	Ŋ	1,923	186					282	70	247	390	70			
						880	480	100						80	175	
				51					Оī	Оī		رن ن	10			
			15	10					رن ن	Оī		رن ن				
	20	60		10	298	1,347	1,497	180				30		1,210	920	60
20	40	20	220	60	70	325	30	63	20	ОI	30		10	95	130	40
					47	140	30	108						100	40	10
					2,000	5,040	4,400							2,500		
						4,000										
_	6	ω	6	10	<u> </u>	6		<u></u>	ω	ω	4	σı	ω	<b>o</b>	ω	
					<u> </u>	ъ										2
	4	_	12	11												
			10	6												
			16	1 1												

第2714号 岐阜県公報 平成28年1月15日 (28)

	第2/14号 晚早県公報 平成28年1月15日 (28								,							
第37年	<b>公部</b> 第36 <b>中</b>	<b>海</b> 第35 <b>中</b> 十	<b>第</b> 边 第34 <b>中</b> 井	<b>治</b> 第33 <b>号</b> 第	<b>公</b> 第32 4	<b>公</b> 第31 中 十	<b>治</b> 第30 年 本	<b>游</b> 29 <b>号</b>	光 28 七 七 七 七 七 七 七 七 七 七 七 七 七 七 七 七 七 七	<b>为</b> 第27号	第 <b>万</b> 第26 <b>年</b>	<b>第</b> 25 <b>中</b> 井	<b>第</b> 24 <b>年</b>	<b>第</b> 23 <b>中</b>	<b>治</b> 第22 <b>中</b>	第21号
宮川下流	岐阜県矢作川	岐阜県矢作川	土岐川	和良川	馬瀬川上流	馬瀬川下流	益田川上流	<b>松田</b> 三	益田川、飛驒川、馬 瀬川下流	飛騨川	恵那	木曽川中流	日本ライン、木曽川中流	可児	巣山	板取川上流
4,680	1,040	520	250	1,000	4,940	2,750	1,604	7,000	110	9,320	5,329	330			30	2,038
440	120	50	10	80	351	231	605	560		460	376	44			<u> </u>	118
360			СЛ		Ŋ			Οī		15	45	СЛ		115		10
520				10	Ŋ	СЛ	77	120			30					
							ъ							200		
130	25	15	25	20	10	81	20			170	135	50	20	40	Ŋ	45
			120			120								120		
Ŋ	ω	2	Ŋ	ω	Ŋ	Ŋ	ر ن ا	<b>o</b>	2	7	<u> </u>	ω		ω	_	5
											ω			2		
_				7	7	Ŋ	10	17		7	10				_	13
_				7	رى د	Ŋ	10	10			<b>o</b>					
ω								10		10						
						1		II.		ı						

田田

1,720

609

360

400

0

30

ယ

ω

ω

0

宮川下流

宮川下流

丹生川

36

110

ω

134

24

丹生川

178

35

 $\infty$ 

2

160

75

60

40

S

10

 $\infty$ 

高原川

高原川

5,550

1,060

40

80

40

ယ

Ŋ

N

S

聖

4,230

430

360

90

Ŋ

65

共号

石徹白

60

60

Ŋ

102

⋾

唧

94,528

9,308

1,715

1,436

1,716

6,197

2,174

505

13,940

4,000

360

144

16

122

83

56

N

#### 指定管理者の指定

公

示

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年岐阜県条例第一号)第六条 六十七号) 第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、 岐阜県東海自然歩道関ケ原ビジター センター に係る地方自治法(昭和二十二年法律第

田

肈

岐阜県知事

古

指定管理者となる団体

関ケ原町

指定の期間 代表者 西脇

=

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定により大規模

不破郡関ケ原町大字関ケ原八九四番地の五八

大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更後) 株式会社バローホールディングス 代表取締役

田代

正美

(変更前) 株式会社パロー 代表取締役

田代 正美

(変更後) バロー三輪店 (変更前) バロー岐阜三輪店

ては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー

代表取締役

田代

正美

変更後) 株式会社バロー

代表取締役

田代

正美

外\_\_者

外\_\_者

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ

Ξ

建物の名称及び所在地

株式会社パローホールディングス

届出者の氏名又は名称

平成二十七年十二月二十五日

届出年月日

パロー三輪店

四

変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者

岐阜市春近古市場南五七番

外

金融課において縦覧に供する。

条第三項の規定により公示する。 その変更届出書等は平成二十八年一月十五日から四月間岐阜県商工労働部商業・

見書を提出することができる。 慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

平成二十八年一月十五日

岐阜県知事 古 田

平成二十八年一月十五日

岐阜県知事 古

届出年月日

平成二十七年十二月二十五日

届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス

Ξ 建物の名称及び所在地

パロー三輪店

岐阜市春近古市場南五七番

四 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 五箇所

(変更後) 四箇所

指定管理者の指定

多治見市大針町六六一番地 恵那市大井町一八〇番地の 第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県家 第十二条の規定により公示する。 畜育成牧場の設置、 岐阜県東濃牧場及び岐阜県飛驒牧場に係る地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) 管理及び使用料に関する条例(昭和四十八年岐阜県条例第三十四号)

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

条第三項の規定により公示する。 小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五 **大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定により大規模** 

なお、その変更届出書等は平成二十八年一月十五日から四月間岐阜県商工労働部商業

業金融課において縦覧に供する。

見書を提出することができる。 慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

田

平成二十八年一月十五日

岐阜県知事

古

田

岐阜市薮田南五丁目一四番一二号 一般社団法人岐阜県農畜産公社

指定管理者となる団体

代表者 平工 孝義

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで 指定の期間

### 県営土地改良事業の変更計画の決定

次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八 十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、

平成二十八年一月十五日

岐阜県知事 古 田

中 施行に係る地区名 · 津 Ш 西部地区 中 縦 津 覧 Ш 市 場 役 所 所 同平 成 二 八 ・・ 縦 覧 =-期 閰 五五

岐

あっせん員候補者の氏名、職業等

により、あっせん員候補者の氏名、職業等を次のとおり公示する。 労働委員会規則 (昭和二十四年中央労働委員会規則第一号) 第六十八条第一項の規定

平成二十八年一月十五日

岐阜県労働委員会

会長 秋

保 賢

羽 伊

田 能 誠 紀 崇

岐阜県労働委員会事務局審査調整課長

岐阜県労働委員会事務局長

平成二六・

四

八

橋	髙	吉	柳	安	北	濱	栗	髙	舟	大	Ξ	浅	平	秋	氏
本	本	村	原	藤	島		本	田		野	井	井	野	保	
康	芳	美 保 子	幸	正	あづさ		理	勝	憲	正		直	博	賢	
代	朗	子	_	弘	<u>ځ</u>	豊	花	之	雄	博	栄	美	史	_	名
労働委員会委員 株式会社和興代表取締役社長 岐阜県	役(岐阜県労働委員会委員)株式会社旭エージェンシー取締役相談	長(岐阜県労働委員会委員)株式会社恵那金属製作所代表取締役社	<b>労働委員会委員</b> 株式会社鵝餇代表取締役会長 岐阜県	事 岐阜県労働委員会委員 一般社団法人岐阜県経営者協会専務理	<b>県労働委員会委員</b> 岐阜一般労働組合副執行委員長 岐阜	<b>働委員会委員</b> UAゼンセン岐阜県支部長 岐阜県労	事務局長(岐阜県労働委員会委員日本労働組合総連合会岐阜県連合会副	<b>員会委員</b> JAM東海執行委員長 岐阜県労働委	長(岐阜県労働委員会委員日本労働組合総連合会岐阜県連合会会	<b>会委員</b> 朝日大学法学部教授 岐阜県労働委員	<b>委員会委員</b> 岐阜大学地域科学部教授 岐阜県労働	弁護士 岐阜県労働委員会委員	弁護士 岐阜県労働委員会委員	弁護士 岐阜県労働委員会委員	現等
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	平成二七・一二・二四	委嘱年月日